

商店街あつまる・つながる拠点づくり支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、商店街等における空き店舗等を利用してコミュニティ施設等（以下「施設等」という。）を整備するものに対し、整備にかかる工事等（改装工事を含む。以下同じ。）に要した経費に対する補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、商店街等の活性化を促進し、もって市内の小売業及びサービス業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「商店街等」とは、中小小売商業者の団体の構成員が小売業又はサービス業に属する事業を行っている市内の商店街及び小売市場のうち、現に商業活動が行われている店舗がおおむね30店舗以上近接して存するものをいう。

2 この要綱において「空き店舗」とは、商店街等における店舗であって、商業活動等が行われていないものをいう。

3 この要綱において「中小小売商業者の団体」とは、北九州市中小企業団体共同施設等の設置及び撤去に関する補助金交付規則（昭和51年北九州市規則第10号）第2条第2項に規定する中小小売商業者団体をいう。

4 この要綱において「中小企業者」とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者をいう。

(補助対象事業)

第3条 この要綱に基づく補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 商店街等内で、来街者が利用しやすい場所へ施設等の設置を行う事業であること。

(2) 来街者が休憩等に自由に使えるように椅子やテーブルを配置し、少なくとも一度に20名程度は利用できる広さの施設等を設置する事業であること。

(3) イベント開催時にも活用できる便所を有する施設等を設置する事業であること。

(4) 週5日以上、来街者が利用できる施設等を設置する事業であること。

(5) 施設等内でサービスの提供や物品販売等の収益事業を行い、その収益をもって設置施設等の維持管理経費を持続的に賄える事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付の際、既に市の同種の補助金の交付又はその他の助成手段による助成を受け、又は受けることと決定している事業については、補助の対象としない。

(補助金の交付対象等)

第4条 補助金の交付を受けることができるものは、次のいずれかに該当する団体とする。ただし、大企業（事業を営む会社又は個人であって、中小企業者以外のものをいう。）の支配を受け、これと経済上一体をなすと認められるものと

して別に市長が定めるものを除く。

- (1) 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）第2条第1項に規定する商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
- (2) 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に掲げる事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会又は協業組合であって、近接して事業を営む組合員で構成され、かつ、総組合員のうち小売商業又はサービス業を営む者が2分の1以上を占める団体
- (3) 法人格を有しない4人以上の構成員を有する、前各号に準ずる団体及びその連合組織
- (4) 商店街等を含む複数の団体により構成される協議会等
- (5) 補助対象となる施設等として整備する物件を所有する法人又は個人

2 前項の補助対象者は、次に掲げる要件に該当するものでなければならない。

- (1) 市税の滞納その他の市に対する債務不履行がある等補助金の交付が適当でないと認められるものでないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（補助金の交付）

第5条 補助金の額は、原則、補助対象経費の3分の2以内とし、予算の範囲内において市長が決定する。ただし、その額は500万円を上限とし、百円未満の端数は切り捨てるものとする。

2 工事の施工（設計を含む）については、原則、市内事業者への発注を行うものとする。

（事業計画の協議）

第6条 補助金の交付を受けようとするものは、あらかじめ補助事業の計画について市長と必要な協議を行わなければならない。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、別に定める補助金交付申請書に市長が必要と認める書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（電子情報処理組織による申請等）

第8条 前条の規定にかかわらず、電子情報処理組織（市の機関等の使用に係る電子計算機と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して申請を行わせることができる。

2 前項の規定により行われた申請等については、当該申請等を書面等により行うものとして規定した前条に規定する書面等により行われたものとみなす。

3 第1項の規定により行われた申請等は、同項の市の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該市の機関等に到達したものとみなす。

4 第 1 項の場合において、押印または署名等をするものとしてしているものについては、氏名又は名称を明らかにする措置であって各号のいずれかに該当するものをもって当該署名等に代えさせることができる。

(1) 電子証明書による電子署名が付されたもの（商業登記電子証明書など）

(2) 申請者から届け出があった電子メールアドレスから送信されたもの

(3) G ビズ ID による認証を経たもの

(補助金の交付決定)

第 9 条 市長は、第 7 条及び前条の規定による申請を受け付けたときは、審査のうえ補助金を交付するかどうかを決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第 10 条 前条の規定による通知を受けたもの（以下「補助事業者」という。）は、補助事業が完了した日から起算して 20 日以内に、別に定める補助事業実績報告書に市長が認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の交付額の確定)

第 11 条 市長は、前条に規定する実績報告を受け付けたときは、その内容を審査し、適正と認められる場合は、予算の範囲内で交付すべき補助金の額を確定し、別に定める補助金交付確定通知書により補助事業者に通ずるものとする。

(補助金の支払い)

第 12 条 補助金は、前条の規定により確定した額の請求に基づき、交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は事業の円滑な実施のため特に必要があると認めるときは、交付決定額の範囲内において概算払により補助金の全部又は一部を交付することができる。

3 概算払を受けようとする補助事業者は、別に定める概算払請求書により請求しなければならない。

4 補助事業者は、既に交付を受けた額が確定額を超えるときは、その超える額を市長が指定する納付期限までに返還しなければならない。

(変更又は中止の申請)

第 13 条 補助事業者は、当該補助金の交付決定通知後において、当該補助金交付決定の内容に変更が生ずるとき、又は当該補助金交付決定後 3 年以内に市長が認める正当な理由なく中止しようとするときは、速やかに、別に定める補助金交付変更（中止）承諾申請書を提出して市長の承認を得なければならない。ただし、市長が軽微な変更と認めるときはこの限りではない。

2 前項の規定による変更又は中止の承認申請があった場合、市長は第 9 条に準じて決定の内容を審査し、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

(交付決定の取消し)

第 14 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、北九州市補助金等交付規則（昭和 41 年北九州市規則第 27 号）（以下、「規則」と

いう。)第18条を適用し、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。この場合において、取消しにより補助事業者に損害があっても、市長はその損害の責めを負わないものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金の交付決定の内容に違反したとき。
- (4) 別に定める宣誓及び同意事項に反する事実があったとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。
- (6) 前条の規定による市長の承認を受け、事業を中止したとき。
- (7) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。
- (8) 第3条に定める補助対象事業の要件を満たさなくなったとき。
- (9) 第4条に定める補助金の交付対象者の要件を満たさなくなったとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取消す場合には、別に定める方法により通知するものとする。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取消した場合において、当該取消しにかかる部分について既に補助金を交付しているときは、規則第19条を適用し、期限を定めて返還を命ずるものとする。

2 第1項かつ前条第1項第1号から5号及び第7号の場合においては、市長は返還を命ずるべき者に対し、規則第20条第1項から第3項に定める違約加算金を請求しなければならない。

3 第1項の場合においては、市長は返還を命ずるべき者に対し、規則第20条第4項及び第5項に定める延滞金を請求しなければならない。

(財産処分の制限)

第16条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、その台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、この要綱により補助金の交付を受けて取得した財産を、補助事業の完了した日の属する市の会計年度の翌年度の初日を起算日として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間までは、市長の承認を受けないで補助金の交付目的に反して使用、撤去、譲渡、交換、貸付けしてはならない。

(関係帳票の整備)

第17条 補助事業者等は、補助事業等に係る経費の収支を明らかにした書類、帳票等(以下「書類等」という。)を常に整備しておかなければならない。

2 市は必要に応じて、前項の書類等を補助事業者等に提出させ、確認することができる。

(北九州市補助金等交付規則との関係)

第 18 条 補助金の交付については、この要綱に定めるもののほか、規則の定めるところによる。

(委任)

第 19 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、産業経済局長が定める。

付 則

この要綱は、令和 8 年 7 月 3 日から施行し、同日以後に開始される補助事業に係る補助金の交付について適用する。